

油濁補償と漁業制度の話

水産庁資源管理部管理課 資源管理推進室長 長谷 成人

はじめに

長谷でございます。よろしくお願いします。

私は今、資源管理推進室長ということで、全国の水産資源の管理の仕事をしています。秋田県の花ハタの休漁が一般的には有名だと思いますが、資源状態が落ち込んだ魚について、その回復には漁業者をはじめとする関係者の話し合いを積み重ねて、休漁、漁具改良、時には廃業、減船というコースを取らなきゃいけない場合もありますし、漁獲努力量の削減、あるいは、もっと積極的にですね、種苗放流で資源を増やそうとしたり、漁場清掃などを一体として取り組むといったことを全国各地でコーディネートしつつ、計画策定、実施を進めています。その他には、魚っていうのは環境条件によって減ったり増えたり変動が大きいものですから難しいんですが、いくつかの魚種について TAC といって、年間獲っていい量は何トンですよ、何万トンですよというようなものを決めてそれを規制するという、そういった類の仕事を現在しています。

ご紹介いただいたように、係長や課長補佐の頃、沿岸関係の部署におりまして、その仕事の中に漁業権制度が含まれておりました。また、その後、宮崎県庁に3年間出向する機会も得まして、今回、お話をさせていただくことになりました。油濁事故については直接の経験はありませんが、県庁に行っていたときに港湾整備の関係で2つ程補償問題に係りました。水産庁にいるときは漁業者の立場、専ら漁業者のサイドから物を見ていたわけですが。県庁に行ってもポジション的には漁業者サイドですけども、直接補償を担当する土木部の方と一緒に仕事をさせてもらう中で、起業者側のことも横目で随分見させていただいた経験がございます。元々学校では生態学みたいなことを勉強した人間なんですけど、そういう幾つかの役職を経て四半世紀近くなってきましたけれども、その中で漁業制度関係の仕事をさせていただいたということで、今日はお話しさせていただきたいと思えます。

法律、制度の話ですが、そういう意味では、私も元々は素人ですので、素人なりに理解してきたことをできるだけ堅くならないように気をつけながらお話しさせていただきたいと思えます。

油濁事故関係の専門家の方に漁業制度について話をしてくれ、ということをつたうときにですね、どういう話をしたらいいかなと考えました。漁業制度をまずお話ししてから補償問題につなげていくのか、その逆なのか、とこう考えたんですが。漁業制度自体が結構ややこしいんですよね。でも、補償するときに、そういう漁業制度っていうのは、そんなに気にする必要はないっていうのが結論なんです。それで漁業制度の話は後回しにして、補償についての考え方をまずお話しさせていただいて、そうは言っても、その補償関係で、漁協なり漁業者なりとお付き合いをされる機会があると思えますので、そういうときに、漁業権、なんとか漁業がどうしたこうした、そういうことについて、一通り簡単に、まあそんなものなのかっていうことが分かるようにお話しさせていただいて、概要をつかんでいただければありがたいなというふうに思っております。

では、レジュメに沿ってお話しさせていただきたいと思えます。

第1 漁業補償

1 漁業補償の考え方

(1) 漁業補償とは

漁業補償は、工事、事故等により、漁獲が不可能となったり、漁獲が減少する等の影響が生じる場合に、これらの損失に対する補償として行われる。補償は、漁業権、入漁権、その他漁業に関する権利（知事許可漁業及び自由漁業であって権利にまで成熟したもの※）が対象とされる。

※権利にまで成熟しているか否かについては、これらの権利が生活と密着した意味での経済的利益を長期間にわたり享受しているか等個々の実態に即して判断する他はないが、単なる趣味としての魚釣りなどは当然含まれない。

まず最初に漁業補償そのものの話をいきなりさせていただきます。漁業補償とはということを書かせてもらいました。油濁の世界では工事によってということはありませんが、工事ですとか事故などによりまして、漁業活動で、そこで魚を獲ることによって、養殖することによって、生活を成り立たせている漁業者がいるわけですが、その漁獲ができないことになって、あるいは儲けが減少するというようなことで損害が生じたときに補償するわけですね。後から出てきますように、政府が損失補償の要綱を決めていますが、その中では、漁業権、入漁権、その他漁業に関する権利が対象とされます。まあ、いきなりここで漁業制度の用語が出てきますけれども、要するに、子供でもおもちゃを壊されたりすると「弁償しろ。」って言うと思うんですけども、まあ、基本は同じでありまして、人の生活に被害を与える、悪影響を与えた分を弁償するということが基本なんだと思います。

(2) 補償の根拠

民法709条：故意又は過失に因りて他人の権利を侵害したる者は之に因りて生じたる損害を賠償する責に任ず。

※加害者が特定されない場合のための漁場油濁被害救済基金

そういう意味では子供でもわかる理屈なんですけど、わざわざ偉そうに根拠を引っ張ってくるんですね、(2)に書いた、この規定が根拠になります。

被害を与えた、損害を与えたらそれを弁償するということは基本なんですけど、そこで問題なのは、油濁では誰が流した油なのか分からない場合がままあって、そういう場合に備えたものが漁場油濁被害救済基金なんだと思います。そういう意味で、加害者が特定されない話になりますと基金で処理するということですが、今日はそっちの方には入らないで、加害者がはっきりしている場合についてお話しさせていただきたいと思います。加害者が特定されれば、特定されないよりはいいわけなんですけど、そこでまた問題になるのが、弁償能力があるかってことですね。今話題になっているのが、3月1日から改正法が施行された船舶油濁損害賠償補償法っていう法律です。略して油賠法って呼んでますけれども、北朝鮮船などの外国船で保険に入っていない船が、日本近海で座礁して、それが油流出ですとか、いろんな被害を及ぼしています。それは船が分かっているんですから、加害者が特定されるわけですが、その人がその船なり船主が賠償能力がないということが非常に問題になって、その撤去なり後始末がですね、日本側に、特に地元の自治体にしわ寄せ

が出ると、それが非常に問題だということがあります。そういう話を受けて、今回 100 トン以上の船舶については、保険加入していないと入港できないという法改正がされたわけです。これなんかは、加害者が特定されてもそういう問題があるという事例だと思います。

で、いきなり、また話がそれるかもしれませんが、ニュースでも出ていますが、ロシア船だとか北朝鮮船、下関のアサリだとかですね、境港、稚内辺りはカニなんですけれども、その輸入が、町の経済にとっては大きな意味を持っていて、そのカニなどを運んでくる北朝鮮船、ロシア船が保険の加入率が非常に低いということですね、町の経済に大きな影響があるんじゃないかということで心配だと、どうにかしてくれという話が水産庁にもありました。まだ、施行になったばかりなので、本当のところの影響がつかみきれていないわけですが、基本的にはですね、北朝鮮への制裁だとか、事実上の制裁みたいな言い方で報道される例もありますけれども、事実はそういうことではなくて、別に特定の国をねらい撃ちしているわけではなく、どの国の船であっても保険に入ってくださいということなわけです。実はボロ船でなかなか保険にも入れないということもあるようですが、なんとか保険加入率が上がって、座礁事故による事故だとかですね、そういうことが今後ないのがいちばんですが、あったとしても迅速にその損害賠償がなされるというようなことになっていけばいいんだろうと思います。その分、船主には負担が当然かかってくるわけですが、逆にいえば、そういう当然負担すべきものもなしに輸入していたわけですから、そういうものと国内漁業者は競争させられていたことになります。国内漁業者は、魚価安、魚価安ということで、不満が今あるんですけども、そういう意味ではですね、是非費用負担をした上で、国内漁業者と競争してもらおうということになるんだと思います。そういう中で、保険の加入率が上がっていけばいいなというふうに思っております。

(3) 補償の基準

損害賠償ではなく適法な公権力の行使によっても、権利者に犠牲が発生する場合がある。そのような場合、憲法29条3項（私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。）の要請により、損失補償が行われる。政府は、このため、公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱（昭和37年6月29日閣議決定）を定めているが、同要綱は、民事の損害賠償にも参考となるものである。

①補償を受ける者（要綱4条）

損失の補償は、原則として権利者に対してする。

②個別払いの原則（要綱5条）

損失の補償は、各人別にする。ただし、各人別に見積もることが困難であるときはこの限りでない。→ 漁業補償はしばしばこの例外となる。

③損失補償の方法（要綱6条）

損失の補償は、原則として、金銭をもってする。

④対価補償（取引価格がないので純益を資本還元した額を基準とする。）

- ・ 漁業権等の消滅に係る補償（要綱17条）：油濁事故では通常想定できず。
- ・ 漁業権等の制限に係る補償（要綱22条）：一定の期間その権利の行使を不可能とするような場合

⑤通損補償（通常生ずる損失の補償）：漁業権等の制限により失った漁業上の利益のほか、それに伴い漁業の廃止、漁業の休止及び漁業の経営規模の縮小が生じる場合は、これらに伴い通常生じる損失（資本の売却損、転業準備期間中の所得相当額、従業員の解雇予告手当相当額、養殖物の移植経費、移植に伴う減収予想額等）も補償対象となる。

- ・ 漁業廃止の補償（要綱38条）
- ・ 漁業休止の補償（要綱39条）
- ・ 漁業の経営規模縮小の補償（要綱40条）
- ・ その他通常生ずる損失の補償（要綱43条）

⑥離職者補償（要綱46条）：漁業従事者への補償。要綱4条の例外。

水面を使用する工事等により、工事等の区域以外の区域において漁獲の減少、魚価の暴落等の影響が生じる場合には、これに対する補償が行われる。要綱においては、これらの損害は損失補償として取り扱うべきでないとの理由から対象とはされていないが、「公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱の施行について」（昭和37年6月29日閣議了解）において、これらの損害が社会生活上受忍すべき範囲をこえるものである場合には、別途、損害賠償の請求が認められることもあるので、その発生が確実に予見される場合には、あらかじめこれらについて賠償することは差し支えないものと明記されている。

これもやや横道の話でしたが、レジュメに戻りまして、故意なり過失によって他人の権利を侵害する、油の流出っていうのはそういうことだと思うんですけど、そういう損害賠償じゃなくてですね、「適法な公権力」、堅い言葉ですけど、工事によっても権利者に犠牲が発生する場合がある。例えば、高速道路を整備するから家を立ち退いてくれというようなこともありますよね。土地収用法が適用されると看板が町に出ているけれども、収用法を使うか使わないかは別にして、ああいうことは、不法行為をしているわけではなくて、行政が適法に物事を進めているわけです。それでもですね、家を立ち退けとか

港湾を整備するんで漁場がなくなるとかですね、そういうことは起こりうるんですね。そういうのを、損害賠償とは別の言い方で損失補償と呼んでいます。そういう場合の基準を、もう随分昔ですけど「公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱」ということで、昭和37年に閣議決定しています。この場合、憲法29条3項の「私有財産は正当な補償の下にこれを公共のために用いることができる」ということで、「補償するから、みんなのための道路だから立ち退いてくれ。」というような理屈になってくるわけです。しかし、損失、損害に対して、いくら払うのかということについていえば似たような話ですから、損害賠償のときも損失補償の基準は大いに参考になるものだということになっております。

以下、主なところだけをご紹介しますと、閣議決定、要綱ということで何条もあるわけですけども、①にあるように、補償を受けるのは原則として権利者です。権利を持っている人が被害を受けるわけですからその人にしますよということ。それから②ですが、それぞれAさん、Bさん、Cさんと立ち退くときに、それぞれずつ立ち退き費用なり、建て替え費用なり、Aさん、Bさん、Cさんと各人別にするのが基本です。ただし、各人別に見積もるのが難しいことがある場合はこの限りではないという。で、実は、漁業補償は各人別に見積もるのは結構難しい話があるものですから、まとめて支払われることが多くあります。これはまた後でお話しします。それから、③は原則として金銭ですよということ。当事者間で、「いや、物でいいよ。」「代わりの何かでいいよ。」という話はいくら得るんですが、原則は金銭ですよということになっております。

④の対価補償ということですけども、道路を作るとき、土地を買収するのに土地代を払うわけですね。それと同じように、漁業についても、本来、補償するものの値打ちっていうものがあるだろうということがこの対価補償の話です。ところが、ややこしいことに漁業権は売買しちゃいけないことになっているんですよ。というのは、法律で適格性のある人に、優先順位に従って免許するということが法律で決まっています、その人に免許するものですから、そうやって免許したものを勝手に売り買いしちゃいけないということで売買は認められないんです。そうすると売買価格というのはよく分からないということになってしまいます。そこで、その値打ちをどういうふうに出すかっていう話で、例えば、100万円持っているとですね、年間、それを貯金しておくで利子の分、利益が出ますよね。100万円はそれだけの利益を出す値打ちがあるわけですね。それと同じ理屈ですね。そうすると、漁業の平年の大体3年とか5年の平均をとることが多いんですけども、純利益を利率で割った価格ですよ、っていうふうにして出します。これが基本です。収益還元法っていう。単純にこれで出るんです。

$100 \text{ 万円} \times \text{利率} = \text{利子所得}$ <p style="text-align: center;">↓</p> $\text{漁業に関する権利の値打ち} = \text{年間純利益} / \text{利率}$

ただ、埋め立てなどははっきりしているのに対し、油濁の場合は影響範囲だとか難しいと思いますが、基本はこういうことで出すということです。閣議決定していますが、この年利率が実はすごいんですよ。昭和37年ですから、利率8%なんですよ。8%って決めただま変更していません。決めたときは、漁業ってものの危険性だとか非流動性だとか管理の混乱性等を総合的に判断して8%にしたって書いてありますが、当時の利率と、年利と、今と全く違うわけですから、そういう意味では世の中の補償が実はこういう理屈で動いてないってことを逆に表しているのかもしれないですね。最近の利率で割ったらと

んでもない大きな額になるはずです。一方、最近、漁業はあまり利益が出ていません。だから、分子も小さい。赤字のところがいっぱいありますからね。そういう意味では分子はすごく小さくなっているかもしれませんね。それが何十年にもわたってそのままになっている。ただ、建前っていうか、閣議決定しているものですから、物の考え方としてはそういうものだ。個別の実際の補償はどうやって計算しているかという、相当数字をいじくらないと。結局、最終的に、土地収用法みたいなもので強制的にやれば大変な騒ぎですね。強権を使ったからってパッと収まるってものじゃないんで。宮崎にいるときも港湾補償っていうことになる、担当の人は土曜、日曜にも現地に行って、関係者と仲良くなり理解を得ると、そういう中で数字が出てきて、そういうものに計算していくってようなですね。理屈に合わせて一生懸命やっていくというのが補償している人の実務。県に行かせてもらったおかげでそういうものも見えたなあって思っております。それが、対価補償といわれているものです。埋め立てですと、ここでいうと 17 条になりますが、まるまる漁場がなくなっちゃうとですね、例えば、「周年、海苔の養殖をしています。そこを埋め立てます。」みたいな話であれば、単純ですね。そこでの収益が、純利益があって、答が出てきますけれども。油濁事故の場合だと、全く漁業ができなくなってしまうということではなくて、一時的な被害ということになるでしょうから、そうすると、期間をどういうふうに設定するかとか、そういうふうにして物事は考えていくんだと思います。それが対価補償です。その他に⑤で通損補償っていうのがあります。通常生じる損失の補償ですが、これはですね、今言いましたように、全く漁場がなくなってしまうとか漁場価値がなくなってしまうための、それで失った利益のほかにはですね、例えば、油濁、埋め立てでもう廃業せざるを得ないくらい大変な、数年間立ち直れないくらいの被害、そんなことになればですね、漁業の廃止だとか、経営規模の縮小だとかせざるを得ない。すると船だとか、網だとか、そういう資本が無駄になるわけです。だからそういうものの売却損を補償したりですね、ここに書きましたように、転業準備期間中の所得相当額だとか、従業員の解雇に要する費用だとか、魚類養殖だとすればですね、生簀に飼っていた魚をどこかへ移さなきゃいけないとかですね、そういうことがあれば、そこでもまた費用がかかりますから補償の対象となります。そういうのが 38 条から 43 条までですね。

そもそも権利者に対して補償するということが原則なのですが、⑥だけはちょっと例外でして、これは従事者への補償が必要になった場合は従事者へお金が行くということですね。

それから水面を使用する工事だとですね、この損失基準要綱は、埋め立てたら埋め立てたところの関連の補償をしますということできあがっているのですが、例えば埋め立て工事によって汚水が出るとか水が濁ってですね、それがまた外に出て行くとそれでまた影響が出るみたいなこともあり得るんですね。そういうものについても、その発生が確実に予見される場合には、あらかじめこれについて賠償することは差し支えないと。これが「閣議了解」なんです。埋め立て工事だとかでそういうことが予想される場合は事前に賠償してもいいよと言っているのです。むしろ、油濁事故なんていうのは、こういう影響補償というものが多いのだと思いますけれど。そういう意味では、とにかく事故に起因して被害を与えた分の補償をしていくということが当たり前の話なのですが、基本的な考え方。で、政府の公式見解もそれを支持しているということになります。

2 漁業補償交渉について

上記1 (3) ①により、補償は個々の漁業者に対して行うことが原則となるが、影響を受けた漁業者の範囲を特定することが難しいことが多く、漁業協同組合を介在させることにより解決することが現実的。

次に実際の漁業補償交渉の話です。漁業者というのは漁業を営んでいる者という意味なんです。ですから、補償は個々の漁業者に対して行うということが原則になるのですが、実際どれだけの人が影響を受けたかということは、皆さんの立場から見ても、分かりにくいと思うんですよね。例えば、台風被害があってリンゴ農家がやられましたと、リンゴがいっぱい落ちましたといたら、そのリンゴ農家のところを回っていけば、回るのは大変だとは思いますが、どこの山のリンゴがどれだけ落ちてというのは見ようと思えば見ることはできるわけですね。それは、そのリンゴ園が誰のものかというのがハッキリしているからです。自分のものか借りているものかはともかくとして、農業というのは根本が土地の所有権に乗っかっていますから、そこでやっている人というのが特定できるわけで、そういう意味でその点は楽なのです。一方、漁業の場合はですね、油が流れたら、その時は漁船はいなくなりますよね。では、普段、実はどれだけの人がこの水域で漁業に依存して、どれだけ稼いでいたのかって、なかなか分からないわけじゃないですか。そのときに登場してくるのが漁業協同組合というものになります。漁業協同組合は、漁業者、漁業をやっている人たちが組合員になっている、漁業者のために奉仕する法人ですから、地元の漁業実態について一番よく分かっている組織なんですね。そういう意味で漁協というものが出てきます。

(1) 水産業協同組合法の解釈について

「組合員の漁業に関する損害賠償の請求、受領及び配分を行うことは組合という社会的公益的組織体の存立目的の範囲内の行為であり、組合の行いうる業務には含まれると解する。また、この場合において、関係海面等において漁業を行っている組合員からの委任行為が必要と解する。」（昭和51年水産庁漁政部長、例規集714頁※）

※大成出版社 「漁業制度例規集」

※組合は、その行う事業によって組合員のために直接の奉仕をすることを目的とする社団法人。水産業協同組合法又は他の法律の特別規定によって認められた事業以外の事業を行うことはできない。

(1) に書きましたのは、当たり前の話ですが、漁業に関する損害賠償の請求だとか、配分だとかを行うのは組合の仕事ですよ、目的の範囲内ですよ、やっていいですよということを水産庁も認めていますということです。ここに書いた「漁業制度例規集」は、過去のいろいろな水産庁の見解を集めた本です。

なぜ、わざわざこういうことを言ったかということ、漁協は協同組合ですが、漁協だとか農協だとか生協だとか、皆、協同組合でありますけれど、その行う事業によって組合員のために直接の奉仕をすることを目的とする法人として、漁協の場合、水産業協同組合法という法律に基づいているのですけれど、そういう法律に基づく事業以外はしちゃいけないということになっています。そういうことがあるものですから、損害賠償に関する請求、受領、配分みたいなことは法律に直接は書いていないものですから、こういう疑問があって、それについて明らかにしたということだと思います。いずれにしても、漁協がそうい

う仕事をやれるし、現実にやります。ところが、被害を受けるのは、くどいようですが、漁協が漁業を自営するというのも例外的にはあるのですが、基本は組合員が漁業を営んでいて組合員が被害を受けているわけですから、最初の原則に立ち返ってもらうと、組合員に個別に補償するのが基本となるのです。それでは利害の範囲というものが特定しづらいいし、補償する立場からすると、組合を活用することによって楽になるわけです。直接被害を受けたのは漁協じゃないわけですから、理屈の話としては、漁協は勝手に交渉するのではなくて、被害を受けた組合員からの委任を受けてそういう仕事をやるということになります。

ここらへんは堅い話ですけど、実際、油はそうでもないかもしれませんが、実にこういう類の裁判例って多いんです。なので、補償する方として、組合と話をつけて、ああ良かったと解決したと思っても組合員の方が納得していない、「俺は別に組合になんか任せてないぞ。」と言われると、また結局、裁判沙汰になったりするんですよ。そういう話があるので知っておいていただいた方が良くと思います。そういうことをするときには組合員からちゃんと委任状を取りなさいよというふうには水産庁は指導しています。

(2) 漁協としての受任

- ①国は、従来から上記(1)のとおり漁業補償交渉の受任については、関係する組合員全員の委任を受けるように指導しているが、実際は委任の確認をせず、事実上補償交渉の代理をしている場合もある。
- ②しかし、「代理権を有せざる者が他人の代理人として為したる契約は本人が其追認を為すに非ざれば之に対して其効力を生ぜず。」(民法113条1項)
- ③ただし、「追認は別段の意思表示なきときは契約の時に溯りて其効力を生ず。」(民法116条)
- ④実態上、事後的に補償金の配分を受ければ追認と認められるが、トラブルを避けるため、遅くとも契約締結までに委任を受ける(複数組合が共同して交渉、契約する場合には、そのことも含め委任状を取り付ける)必要あり。
- ⑤組合の受任の意思表示は法人の機関たる代表権を有する理事が行う。理事は総会の議事に拘束されるが、水産業協同組合法上、交渉の受任は法定議決事項となっておらず、法解釈上は受任のための総会議決は必要ない。

そういうことできちんと立場、考え方を明らかにして指導はしていますが、全体としてなかなか徹底していない面があるんですね。しかし②ですね。委任していない、代理権を持っていない者がした契約は効力がありません。だから、そこは委任がしっかり取れているか確認しておかないと後でトラブルに巻き込まれます。漁協がしっかりしていればいいのですが、必ずしもしっかりしていないところがありますから気をつけてください。最初にちゃんと委任を取っていいのですけれど、そうではなかった場合でも、後から追認すれば効力を生じますということも民法に書いてあります。たとえ委任関係がなくても最終的に補償金の配分を受け取ればそれは追認と認められますけれど、そのときになって「いや、俺は受け取らない。」ということになるとトラブルになりますから気を付けてください。

それから、組合の受任の意思表示は代表権を有する理事が行います。理事は総会の議決に拘束されますがその交渉の受任というものは法定の総会の議決事項にはなっていない。法解釈上、総会議決は必要ありません。必要ないということですから油濁の場合は、特に

緊急性がありますから、それでいいわけですが、埋め立ての補償ですと、けっこう長年かけてやりますから、念のために総会で皆の了解を取っておくということはあります。

(3) 交渉委員の選任、交渉委員への委任

水産業協同組合法上、法定議決事項とはなっておらず、法解釈上は総会議決は必要なく、組合の判断にまかされる。

(3) の交渉委員の選任だとか委任だとか、これも制度上は組合に任されています。やはり、いちばん問題なのは、組合員、被害を受けた人からちゃんと委任を受けているか、代理人と自分は交渉しているのだろうかということです。

(4) 契約の締結

補償契約の締結については、法人の機関たる代表権を有する理事が行う。その際、「漁業補償契約の締結にあたっては、組合は関係する組合員全員の同意をとって臨む」(昭和47年水産庁漁政部長、例規集102頁)

それから、(4) は、契約は代表権を有する理事が行うということで、繰り返しですが、組合員全員の同意を取って臨みなさいということになっております。組合員から委任を受けているか、ちゃんとした代理かっていうことが一つ。あと、漁業協同組合、協同組合というのは加入脱退自由なのですね。ですから、必ずしもその地元の漁業者が全員入っているとは限らない。相当程度網羅されていますけれども、組合に入っていないで被害を受けた人がいる可能性があるのも、そこらへんは、外部の人からみると分からないですから、組合に組合員のことはちゃんとお願ひするとともに、その他そういう人はいないかということをお聞きしておかないと後でトラブルになりますね。実際に、善良な組合員ではない人で被害を受けた人がいるかもしれないし、一方で、ゆすりたかりで口を挟んでくる人も世の中にはいますから、そういうところにもきちっと手を打っておかないと後で足を掬われるということがあると思います。

第2 漁業制度

1 漁業権制度

(1) 漁業権の法律上の性質

漁業権とは、行政庁の設定行為(免許)により、一定の水面において特定の漁業を一定の期間排他的に営むことができる権利

・物権とみなされる(漁業法23条1項)→物権的請求権(妨害排除、妨害予防)

せっきくの機会なので残りの時間、漁業制度についてお話させていただきます。補償の現場では、漁業権という用語がよく出てくると思います。漁業権というのは、県知事が免許しまして、一般的には、一定の水面において特定の漁業を一定の期間排他的に営むことができる権利とされており、これは、漁業法という法律に基づく権利ですが、漁業法の中で物権とみなされています。物権というものはですね、例えば所有権や抵当権は物権ですが、他人の行為を介することなく、直接目的物を支配して利益を享受する権利といわれています。その物権とみなされることによって、妨害排除だとか妨害予防の請求権というものが生じてきます。そもそもは、日本は漁業の歴史が長いですが、海彦山彦の

話から、あるいは貝塚とかですね、遡ればけっこう色々ありますね。海の幸と川の幸とともに歩んできた民族なわけですが、直接的には江戸時代に、幕府が「山野海川入会」という規則を決めたのですけれど、そこに「磯は地付き、沖は入会」という言葉があります。磯というのは沿岸のことで、近い方は地付き、村に付いていて、沖は入会、みんなのものですよと。江戸幕府が決めたルールです。各藩も似たような、それに倣ったような形になっておりまして、村の前の海、前浜ともいいますけれど、村の所有の感覚なのです。土地と同じ、所有の感覚。あるいは、その支配権を領主が認めているというのが、漁業権の、今の漁業権のイメージの発祥ですね。海ではなくて陸には入会山がありますね。その村の入会地があって、村民であれば、薪木を集めたりとか、下草を肥料にしたりとかですね、そういう山があるじゃないですか。それと同じような感覚で海の方にそういうものがあるのです。そういうものが起源になっている漁業権が一つと、それとは別に網元といえますか、有力者がですね、相当資本がないとできない漁業、定置網だとかですね、あるのです。そういうものは土地の有力者に個人的に「お前、これやっついで。」というお墨付きが出て、やっている漁業権と二つ、系統が分かれるのですが、そういう江戸時代を通じてできあがってきたルールを明治になって、近代法に乗せて作ったのが漁業権制度といわれています。村の支配だったものについては村ではなく、漁民に漁業組合というものを作ってもらって、そこに免許する。その水面を支配するというのではなく、そこで漁業をすることについて権利を認めるという形で権利化したわけです。

(2) 漁業権侵害の態様

- ①直接に水産動植物の採捕、養殖を妨害する他人の行為
- ②採捕、養殖を直接妨害しないが、その実質的な価値を損なう他人の行為

そういう漁業権を侵害すると違反になるんですね。漁業権侵害といっていますが、物権ということで、直接その支配する利益を認めたわけですから妨害すると権利侵害になるわけですね。直接、漁業をしていたり、養殖しているのを妨害すれば、当然、権利侵害になります。それ以外に、直接妨害しないけれど、実質的な価値を損なう行為をすれば、それは漁業権侵害ということで、油汚染もいってみれば漁業権侵害になるわけですね。

(3) 漁業権侵害に対する救済手段

- ①侵害行為の排除、停止の要求（物権的請求権の行使）
- ②不法行為による損害賠償の請求（民法による損害賠償請求権の行使）
- ③漁業権侵害罪の適用（漁業法に基づく罰則：20万円以下の罰金）：親告罪

そういう権利侵害があったときに、これは漁業者の立場の制度ですから、そちらの方から私は話していることになります。皆さんが補償するという意味では、相手方の立場に立ってものを言っているかと思いますが、侵害行為があったときに、その排除なり停止を要求すると、さっき言った物権とみなされることにより、物権的請求権ということで訴えることができます。その他に、そもそもそういう話を持ち出さなくても、さっきお話しした損害賠償請求ということで訴えることができます。その他に、漁業法に基づいて漁業権侵害罪の適用というものがあります。これについては、漁業法に罰則がありまして、20万円以下の罰金が付いています。これは親告罪ということになります。漁業権に基づく漁業というものは、みんなが使う沿岸の水面でやっていますから非常に公的な性格が強いので

ですが、基本的には個人の財産、個々の財産権という意味合いがあるものですから、何でもかんでも違反ということではなくて、親告罪、被害者が訴え出た場合に、その罰則が適用されるという構成をとっています。

アサリでもハマグリでもいいですけど、潮干狩りってありますよね。ああいう貝の漁場も漁業権漁場ですね。そこで、漁業者がいて漁業権があるわけですから、そこでアサリやハマグリを採ったら、それは漁業権侵害ということになります。でも、権利侵害を受忍しますという意味合いで潮干狩りの料金を取っているというふうに制度的には解釈されています。そういうことで、当然、料金を取って潮干狩りをしてもらっているお客さんを訴えるようなことはないので、この漁業権侵害罪が発動されないという、こういう仕組みになります。

(4) 免許

- ①漁業権は、行政庁（知事）が、申請に基づいて免許する。（漁業法10条）
- ②免許は、適格性のある者に限り、優先順位にしたがって行われる。（漁業権の種類ごとに詳細に法定されている。）

そういう漁業権なのですが、さっきも言いましたが、知事が免許します。最初に言いましたが、適格性のあるものに限って、優先順位に従って行います。共同漁業権、定置漁業権、区画漁業権の3種類があります。

(5) 共同漁業権

組合が権利主体。組合の内部規約である漁業権行使規則で定める資格を備える組合員が、漁業権の内容たる漁業を営む権利（漁業行使権）を有する。：組合管理漁業権

共同漁業権は、採貝、採藻、小型定置とかですね。表（最後の頁）を見ていただくと、共同漁業権ということで、細かい話はやめますが、1種から5種まであります。一番基本にあるのは、藻類、貝類ですよ。こういうさっき言った江戸時代の慣行からずっと経緯を経て続いているのが、この第1種共同漁業権です。村の権利で村人が貝を拾っていたところから始まっている。それが今は組合が権利主体、形の上で権利主体なんですけど、組合の内部規約で定める資格を持った組合員が漁業権の漁業を行使します。組合が管理し、組合員が行使するというので、組合管理漁業権といいます。そういうものが、およそ全国、補償で漁業権放棄していない沿岸の水面には、ベターっとあたり一面、第1種共同漁業権があります。

この共同漁業権の適格性はですね、図（次頁）の下側が海で、上側が陸だとするとですね、村、経緯的に村に付いていた権利です。知事が免許する前に漁場計画をたてます。ここ、字^{あざ}aあるいはbがこの共同漁業権の関係地区ですよっていうふうに計画をたてます。この関係地区で、沿岸漁業を、沿岸漁業っていうのは、ざっといって主に20t未満の漁船漁業なんですけど、この字^{あざ}aとかbとかいう知事が計画で定めた関係地区で沿岸漁業を営んでいる漁業者の世帯の3分の2以上を含んでいる漁協に適格性があるということになる。そういうことでその地元の漁協に免許されます。なんで3分の2になっているかというと、加入脱退自由の協同組合ですから、全員って言っちゃうとおかしくなっちゃうんで、3分の2と。実質的にその地元の漁協に免許されるというのがこの共同漁業権です。

(合併前)

組合地区＝関係地区

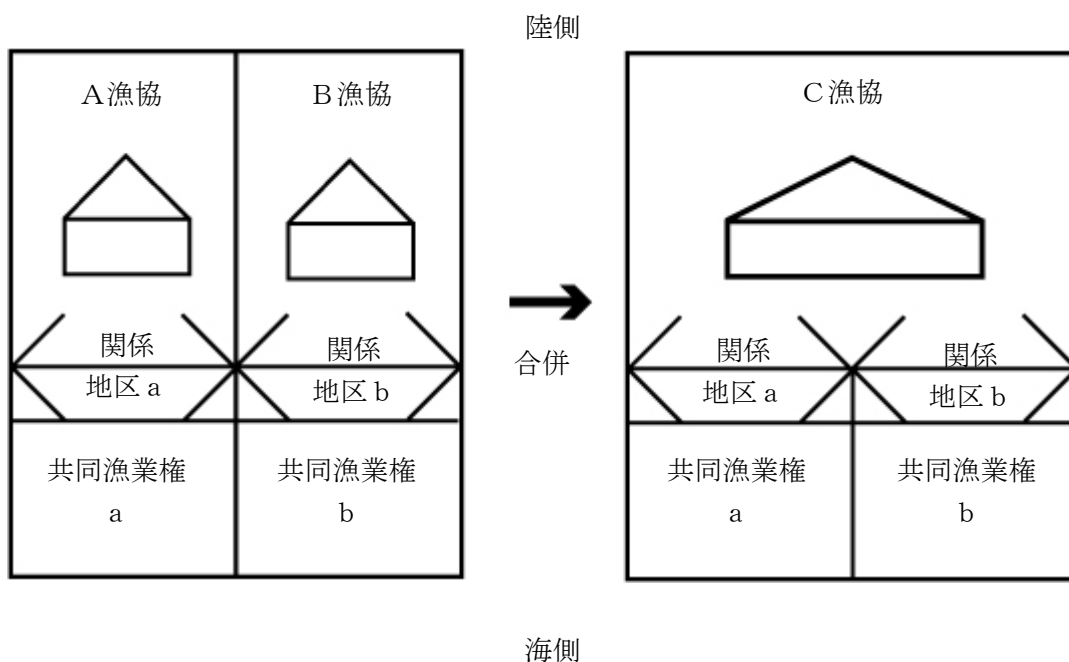
共同漁業権 a はA漁協に免許

共同漁業権 b はB漁協に免許

(合併後)

組合地区＞関係地区

共同漁業権 a も b もC漁協に免許



さっきの江戸時代の話思い出して下さい。字^{あざ}aの隣の字^{あざ}bは別の関係地区ということになって、その前浜の共同漁業権はその字にあるB漁協に免許されるんですね。aという共同漁業権はA漁協に、bという共同漁業権はB漁協についてというような感じに。でも、最近はどうもどんどん合併が進んでいるんです。合併を進めていかないと経済の自由化に対応できないから。信用事業だとか色々あるので、合併するんです。a地区とb地区なんていう話どころか、最近では1県1漁協みたいなものがどんどん出てきていますから。それでも、関係地区はむやみやたらに変えるなというふうに指導しています。関係地区はあくまで知事が、実態を踏まえてですね、関係者の話を聞きながら定めているんですけど。そもそもずっとそういう経緯がある権利ですから、基本的には関係地区は変わらない。で、漁協は合併しますが、関係地区は組合の地区の中に別々にあることになります。ですから、aの漁業権もですね、この関係地区の沿岸漁業の漁業者の世帯の3分の2を含んでいる漁協ってことでC漁協に免許されるし、bの漁業権もC漁協に免許される。この合併したC漁協は、組合の規則で、aの漁業権についてはa地区の組合員でこれこれの人が行使しますよというふうに、bの漁業権についてはb地区の組合員が行使しますよというような形に内部の規則を作ります。合併は進むけど、共同漁業権の行使というのはですね、基本的には従来通りという形で進んでいきます。ですから、a地区で被害が出た話であれば、C漁協が窓口になって交渉してもらおうんですけど、関係する組合員は基本的にはa地区の人達なんですね。油の場合、流出、広がりがあるでしょうから、単純ではないと思いますが。全県1漁協、大分だとか山形だとか、全県1漁協ということで漁協が窓口だですね、被害が特定の地区であったのに全県の組合員に対して補償するっていうのはおかしいじゃないですか。あくまで、関係する被害を受けた組合員に対する補償っていうのが基本になります。

(6) 定置漁業権

漁業権者が直接漁業を営む。：経営者免許漁業権

定置漁業権っていうのは、さっき江戸時代有力者がって言いましたが、大規模なものですから、ものすごく資本がいるんです。これは、組合っていうことではなくて、経営者、経営する人に免許されます。共同漁業権のような組合管理漁業権ではなく、経営者免許漁業権です。経営者に直接交渉してくれって言われたら、基本的に、定置漁業者と直接やるしかないんですね。ただ、その定置漁業者も普通は漁協の組合員になっていますから、漁協に対して俺の代わりに交渉してくれということになれば漁協と交渉することになります。

(7) 区画漁業権

区画漁業（養殖業）のうち、特定のもの（※）は、組合が自ら営まず管理し、組合員が漁業権行使規則に基づき営む場合（組合管理漁業権）最優先に免許される。

※①ひび建養殖業：水底に設置した支柱又は支柱に支持されたものに水産動植物を付着させて養殖するもの。かき、のり等。

②藻類養殖業：藻類を養殖する事業。のり、わかめ、こんぶ等。

③垂下式養殖業：いかだ、はえ縄等に縄、鉄線等を用いて垂下して水産動物を養殖する事業（真珠養殖業を除く）。かき、真珠母貝、ほたてがい等。

④小割り式養殖業：網生け簀その他の生け簀を使用して水産動物を養殖するもの。たい、ぶり等。

⑤第3種区画漁業たる貝類養殖業：地まき式の貝類養殖。

最後が区画漁業権で、これは養殖のことです。養殖ですが、養殖の場合はちょっと中途半端って言いますかね、共同漁業権は組合管理漁業、定置漁業権は経営者免許漁業と言いましたが、区画漁業権は両方あります。両方ありますが、①から⑤まで書いたもので養殖業の相当部分がカバーされると思うんですけど、これが特定区画漁業権といいまして、地元の組合が共同漁業権のように管理だけして組合員に営ませるときに、優先順位が最優先ということになります。ですから、多くの場合、組合管理漁業権になっています。ただ、例外はあります。ケースバイケースですが、この特定区画漁業権は多くの場合、組合管理で、残りのものについては経営者免許ということになります。

2 漁業許可

水産資源の保護培養等の理由から、特定の漁業を営むことを一旦禁止した後、特定の者について禁止を解除するもの。

①指定漁業（漁業法52条）

沖合底びき網漁業、大中型まき網漁業・・・

②大臣承認漁業（漁業法65条及び水産資源保護法4条に基づく農林水産省令）

ずわいがに漁業・・・

③法定知事許可漁業（漁業法66条）

中型まき網漁業、小型機船底びき網漁業、瀬戸内海機船船びき網漁業・・・

④知事許可漁業（漁業法65条及び水産資源保護法4条に基づく都道府県規則）

小型まき網漁業、刺し網漁業、・・・

表（最後の頁）を見ていただくと、漁業権漁業の次に、許可漁業っていうのがあります。基本的には、磯は地付き、沖は入会っていうことになっているので、沖の漁業、沖中心の漁業になるんですけど、漁業権に係らせないで、国の場合は国の法令に基づきますし、県の場合は漁業法と水産資源保護法に基づく県の規則、そういう国の法令や県の規則で、一旦禁止した後に特定の者について禁止を解除するという形、これが許可ですが、そういう形で営まれている漁業を許可漁業といいます。

表の上の方が漁業権漁業、次が許可漁業となっています。そういうカテゴリーの漁業がたくさんあります。法律でですね、とにかく知事の許可漁業にしなきゃいけませんよとされている中型まき網漁業、小型機船底曳網漁業だとか、その他、+αで各県知事が許可漁業にしているものとして、小型のまき網漁業だとかさし網漁業だとかですね、色々あります。表では、その下に大臣届出漁業っていうのがありますが、これは沿岸漁業の類ではありません。これは許可じゃなくて、営むなら大臣に届け出なさいというカテゴリーの漁業ですが、あまり油濁事故とは関係がないと思います。

3 自由漁業

自由漁業：免許、許可によらない漁業：一本釣り・・・

最後が自由漁業といいまして、漁業制度上、漁業権の免許だとか漁業の許可だとかが必要な漁業です。通常、一本釣りは、沖縄県のような例外はありますが、それとか延縄漁業とかですね、そういったものが都道府県ごとで違いますが自由漁業になっています。

おわりに

以上で、レジュメの説明は終わりました。まとめてみますと、被害を与えた分だけ、補償する。で、組合に窓口になってもらうといいですよ。但し、組合はちゃんと組合員から委任を受け取る必要があるし、また、組合員でない人がいる場合がありますから注意が必要ですということです。何漁業であれ、基本的に同じ考え方です。こういう考え方ですから、免許に基づいて営んでいようが、許可で営んでいようが、別にそれで差が出てくる話じゃありません。逆に言うと、漁業権が免許されていたとしても、漁業権っていうと、補償する側からするとビビりますけど、漁業権が免許されていても、それが仮に何年も休眠していて利益が上がってなければ、この理屈からいくと、補償はもらえない。漁業権だからどうこうっていうんじゃないで、あくまで、損失、損害について補償するというのが基本になります。

組合が管理している漁業権の漁場を埋め立てる場合に、組合が権利主体ですから、組合

の特別決議で同意するというような仕組みになっています。勝手に組合長さんが権利を放棄することはできないですね。

ところが、ナホトカ号の船首が割れて一部が流れて福井県に行って漂着したんです。平成9年、私、漁業権制度の担当補佐だったんです。そのとき、「被害の拡大を防ぐために、これを撤去なり処理をするために、取り付け道路を造りたい。」って言ってきたわけですよ。そうすると、こういう道路を造るっていうのは制度的にいうと漁業権の一部消滅、変更になるんです。緊急事態ですよ。「急いで処理しなきゃいけないんだが組合の総会は必要か。」って尋ねられたんですよ。制度的には要るんですよ。有事法制ってあるじゃないですか。ずっとタブーでしたけど、最近やっと動き出しました。そういう有事でも自衛隊が赤信号で止まらなきゃいけないかっていう話がありますが、そういう話とかなり近かったんだと思います。福井の課長さんからですね、どうしたもんだらうかって相談を受けたんですけどね、そういう時のための制度が水産業協同組合法にもないわけです。しかし、これを放置することによってさらに被害が大きくなりかねないわけですから、緊急避難でそこはもうやるしかないでしょと。海上災害防止センターが権利侵害をすることになるけど、水産サイドとしては、後でみんなに理解してもらえるからという話をした覚えがあります。ひねくれ者がいて、後でいろいろ訴訟でもすればしてやれないことはなかったのかと思いますけど、そういう話にはならなかったと聞いております。

油濁事故みたいな緊急事態の時には、そういう制度の穴っていうか、判断を問われる話もあって、そういうことに携わられるみなさんは大変だなというふうに思います。まあ、補償のところは、難しい法律用語が出てきますけど、実のところはそんな難しい話だとは思いません。ただ、損害の部分を補償するとなると、じゃあ、何がいくらなんだというのは難しいところですけど。で、漁業種類による差というのはないということをご理解頂ければ、お時間頂いたかいがあつたかなということで、話を終わらせて頂きたいと思います。

質疑応答

F 1 (3) 補償の基準⑥の離職者補償の下ですね、水面を使用する工事等、工事の区域外の区域において漁獲の減少、ここまではわかるんですけど、魚価の暴落等の影響が生じる場合、というのはどういう意味ですか？

長谷 ここ想定しているのは、例えば、工事で汚水が流れたといったことで、その影響でっていうことがこの影響補償なんですけど。風評被害でも同じことは起こりますね。風評被害も裁判でやりますけども、その因果関係はまた難しいですね。ナホトカの時もありましたね。魚価が下がったんですよ。でも、その下がった分が、どこまでが油汚染の分なのかっていう、そこが、最後は裁判になるんですよ。こちらへんでしようというところで、納得されればそれで済むし、納得されなければ裁判になるという世界。風評被害は見るべきではないというふうにはならない。風評被害も事故がなければ起こらなかった損害ですから、それは補償の対象になる。

F これは、公共用地の取得に伴う損失補償基準のどっかに書いてるわけですか？というのは今、風評被害が一番問題なんですよ。油の場合は。

S 風評被害の問題も、実はナホトカの時に出ました。風評被害はですね、現実問題としてましては、漁業者に対する、漁業に対する被害ということではなくて、一般的には風評被害も損害賠償対象にはなるわけです。但し、風評被害による損害だということが、確

実でないものについては、事実は、なかなか対象にはできない。というのが現状です。そういう意味ではですね、ナホトカの時の風評被害で、損害賠償になったのは、実は観光業者なんです。観光業者の中で、油の汚染って言いますか、あの時に温泉地とか、北陸の場合にはカニを食べようツアーというのが、結構ありまして、それによって、旅館への旅行客が大幅な減少をしたわけですね。その減少がですね、まあこれは風評被害によるかどうかというの非常に問題なんですけれども、その場合においては、旅館の場合には前年、前々年、これは平均的にお客数が、何人くらいお客さんが来てるかっていうのが、具体的にですね、数値として出ます。したがって、それから考えて、当該年度は非常に落ち込んだ場合は、落ち込み方っていうのは風評被害にあると。はっきりとですね、証明できるということで、風評被害の対象になり得るという話にはなったんですが、一方でですね、水産物の価格につきましては、価格変動っていうのがかなり、実はそういうものがなくてもあるわけですし、その価格変動によるものか、それとも、風評によって価格が下落したものかという証明が、非常に困難っていうか、できないわけなんです。いくら、その場合においては、風評被害によって下がった、下がったということで、請求はできますけども、それについての因果関係の証明というのが、なかなか難しいので、現実には、今までのところ、その風評被害によって魚価が下がったということによる損害補償は、非常に難しいという話でした。現実には、ナホトカの時にですね、魚価が下がったという損害補償は受けられなかったのではないかとは思いますが。

K あの時はですね、IOPC 国際油濁基金の方から、風評被害は対象にしないとやってきたんです。

S 但し、風評被害は対象にしないけれども、旅館と観光業の場合にはやっているんですよ。

K 但し、漁業者側としては、被害を積算する時に、風評被害は対象にしないらしいぞというのが、頭に入っていましたから、それを前提に積算をしたと思います。今から思えば、仰るとおりですよ。

長谷 相手の言うのを丸呑みすると、立場によっては、過払いじゃないかって言って、後ろから弾が飛んできますしね。そこは抑えめ抑えめなのかもしれませんが、相手が納得しなければ結局訴訟ですよ。そこがまあ、逆に、裁判所が決めてくれればいいって割り切れればいいのかもしれないけれど。被害者にしてみれば辛いですよ。

S ただ、なかなか、裁判所で決着するまでにいかないのが、この損害賠償なんですね。だいたい途中で和解して、話が付くというのが主です。

長谷 まあ、そういうプロセスの中で、決着するっていうのが、組織人としては、そういうふうに対応するのがひとつの対処法ではありますけど。

なお、本記事は平成16年度漁場油濁被害対策専門家研修会（平成17年3月8日開催）の講演録に加筆したものです。

漁業法に基づく漁業権制度・許可制度の分類

漁業制度に基づく分類		内 容	免許又は許可等の存続期間	免許又は許可権者	当該漁業制度にかかわる根拠法令	
漁業権漁業	定置漁業権	漁具を定置して営む漁業権であって、 ①身網の設置されている場所の最深部が最高潮時において水深27㍍(沖縄県にあっては、15㍍)以上であるもの ②北海道においてさけを主たる漁獲物とするもの	5年	原則 都道府県知事	漁業法第6条	
	区画漁業権	第1種区画漁業権	一定の区域内において石、かわら、竹、木等を敷設して養殖業を営む権利(例)小割り式養殖業、ひび建て養殖業、真珠養殖業、垂下式養殖業	真珠養殖業及び海面における水産動植物の養殖業(特定区画漁業権の漁業を除く)を内容とする区画漁業権は10年、その他の区画漁業権にあっては5年		
		第2種区画漁業権	土、石、竹、木等によって囲まれた一定の区域内において養殖業を営む権利 (例)築堤式養殖業、網仕切式養殖業等			
		第3種区画漁業権	一定の区域内において養殖業を営む権利であって、第1種及び第2種区画漁業権以外のもの (例)地まき式貝類養殖業等			
	特定区画漁業権	ひび建養殖業、藻類養殖業、垂下式養殖業(真珠養殖業を除く)、小割り式養殖業、第3種区画漁業たる貝類養殖業を内容とする区画漁業権				漁業法第7条
	共同漁業権	第1種共同漁業権	藻類、貝類又は農林水産大臣の指定する定着性の水産動物(注1)を目的とする漁業権	10年		
		第2種共同漁業権	網漁具(えりやな類を含む。)を移動しないように敷設して営む漁業権であって定置漁業権及び第5種共同漁業権以外のもの			
		第3種共同漁業権	地びき網漁業、地こぎ網漁業、船びき網漁業(動力漁船を使用するものを除く)、飼付漁業又はつきいそ漁業を営む権利であって第5種共同漁業権以外のもの			
		第4種共同漁業権	寄魚漁業又は鳥付きこぎ釣り漁業を営む権利であって第5種共同漁業権以外のもの			
		第5種共同漁業権	内水面又は農林水産大臣の指定する湖沼に準ずる海面(注2)において漁業を営む権利であって第1種共同漁業権以外のもの			
入漁権	設定行為に基づき、他人の共同漁業権又は特定区画漁業権に属する漁場においてその漁業権の内容たる漁業の全部又は一部を営む権利	設定契約により決定	漁協間の設定行為又は海区漁業調整委員会による裁定	漁業法第7条		
許可漁業	指定漁業	沖合底びき網漁業、以西底びき網漁業、遠洋底びき漁業、大中型まき網漁業、大型捕鯨業、小型捕鯨業、母船式捕鯨業、遠洋かつお・まぐろ漁業、近海かつお・まぐろ漁業、中型さけ・ます流し網漁業、北太平洋さんま漁業、日本海べにずわいがに漁業、いか釣り漁業	5年	農林水産大臣	漁業法第52条第1項の指定漁業を定める政令	
	大臣承認漁業	ずわいがに漁業、東シナ海等かじき等流し網漁業、東シナ海はえ縄漁業、大西洋等はえ縄等漁業、太平洋底刺し網等漁業	1年		承認漁業等の取締りに関する省令第1条第2項	
	知事許可漁業	小型まき網漁業、機船船びき網漁業、ごち網漁業、さし網漁業等(注3)	3年	都道府県知事	都道府県漁業調整規則	
法定知事許可漁業	小型機船底びき網漁業、瀬戸内海機船船びき網漁業、中型まき網漁業、小型さけ・ます流し網漁業	漁業法第66条第2項				
大臣届出漁業	かじき等流し網漁業、沿岸まぐろはえ縄漁業、小型するめいか釣り漁業、暫定措置水域沿岸漁業等	—	農林水産大臣	承認漁業等の取締りに関する省令第1条第3項		
自由漁業(注4)	上記以外の漁業 (例)一本釣り、小型はえ縄漁業等	なし	なし			

(注1) いせえび、しゃこ、えぼしがい、かめので、ほや、うに、なまこ、ひとで、かしぼん、いそぎんちゃく、えむし、うみほおずき、たこ(いいだこ、みずだこ及びてなだこを含む。)、ほっかいえび、しらえび、しゃみせんがい、ことむし。

(注2) 久美浜湾、与謝海。

(注3) 各都道府県の実態に応じて各都道府県規則により規定されている。

(注4) 漁業制度上、農林水産大臣または都道府県知事による免許、許可、承認及び届出が不要な漁業。